

株式分割に関する基準日設定公告

平成25年12月9日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
株式会社フュージョンパートナー
代表取締役社長 椰野 憲克

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会において、平成26年1月1日付をもって当社普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成25年12月31日（但し、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には12月30日）と定めましたので公告いたします。

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成26年2月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
2. 平成26年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 上記株式の分割に併せ、平成26年1月1日付にて、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。これにより、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成25年12月26日をもって1株から100株に変更されます。
4. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031